4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			登録者数が登 録定員を超え る場合	従業者の員 数が基準に満 又たない場合 は	身体拘束座 止未実施運 並	高數者處待助 止措置未実施 減算	在 維殊維統計画 未策定減算	注 過少サービス に対する減算	注 特別地域小規 模多機能型居 宅介護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 小規模多機能型居宅 介護費	I) 同一連物に居住する者以外の者に 対して行う場合	要介護1 (10.458 単位) 要介護2 (15.370 単位) 要介護3 (22.359 単位) 要介護4 (24.677 単位) 要介護5 (27.209 単位)						×70/100	+15/100		+5/100
介護費 (1月につき)	2) 同一建物に居住する名に対して 行う場合	要介護1 (9.423 単位) 要介護2 (13.849 単位) 要介護3 (20.144 単位) 要介護4 (22.233 単位) 要介護5 (24.516 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100			+10/100	
要の第1 (527 年位) 第次第2 (640 年位) 年位) 年位 年位 年位 年位 年位 年位											
八 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算											
二 認知症扣翼	() 認知症加難(<u>)</u> () 認知症加難(<u>)</u>	(1月につき 920単位を加算)									
(イを算定する場合のみ算定)	3] 総知確加師 <u> (1月につき 750単位を</u> 加解) 14] 認知確加師 <u> </u> (1月につき 450単位を加解) (1月につき 450単位を加解)										
水 認知症行動・心理症状緊急対応加	5加算(口を算定する場合のみ算定)										
(1日につき 200単位を加算(7日間を限度)) へ 若年性認知症利用者受入加算 (1月につき 800単位を加算)											
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算()(2) 看護職員配置加算()	(1月につき 900単位を加算) (1月につき 700単位を加算)									
	3) 看護職員配置加算()	(1111)									
(1月につき 480単位を加算) デ 看取り連携体制加算 (1日につき 64単位を加算)											
(1を算止9の場面の分類上) 1) 訪問体制強化加算 (4日 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)											
(イを算定する場合のみ算定) 2. 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) 2. (イを算定する場合のみ算定)	場合の分類正] 111 総合マネジメン:体制性化加算 <u>1</u> +体制性化加算 <u>11月につき 1.280単位を</u> 加算 <u>1</u> 11月につき 1.280単位を加算。										
ALCOHOLOGIC LINESPECTOR	(1)生活機能向上連携加算() (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算()										
J 口腔・栄養スクリーニング加算(イを	(1月につき +200単位) 設・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)										
(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度)) フ お学的介護技術体制加算											
7 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	体列辺県 合のみ製定] (1月につき 40単位を加算 (1)生産性向上機造体制加算()										
力 生産性向上推進体制加難	2)生産性向上推進体制加算()	(1月につき 100単位を加羅)									
a	1) イを算定している場合	(1月につき 10単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算() (1月につき 750単位を加算) (1月につき 750単位を加算) (1月につき 640単位を加算) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算()									
弖 サービス提供体制強化加算	2) ロを算定している場合	(1月につき 358単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 25単位を加算() (二) サービス提供体制強化加算() (三) サービス提供体制強化加算() (三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 12単位を加算)									
	(1) 介護職員処遇改善加算()(1月につき + 所定単位×102/1000)(2) 介護職員処遇改善加算()		at .	から旦までにより輝き	とした単位数の合	Ī					
2 介護戰莫地灣以曹加昇	3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×74/1000) (1月につき + 所定単位×41/1000)									
介護聯員等特定領遇改善	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×12/1000)			から <u>ヨ</u> までにより 算 3	生した単位数の合						
√ 介護職員等ペースアップ等 支援加算		(1月につき +所定単位×17/1000)	注	から旦までにより輝き	Elた単位数の合	Ī					

イに「を加えずの場合は、文面の成本を呼吸が減乏が終、イバル中心なきが、 最終の政策による実施を担いては、「他の対象には日本が通常があったかの指針の基準及び手架に関する責任的計画の表定を行っている場合には、全和7年3月31日までの原連用ない。 本料機能は高ままままた。「1代は一番できたが表現を表現を表現した」というの指針の基準及び手架に関する責任的計画の表定を行っている場合には、全和7年3月31日までの原連用ない。 が実施制を表現という。計画制度が表現ある実施を受け、後に関する。インアングラ支援が新たったには、全和1年3月3日まで展ませた。